

第 1080 回教育委員会 会議録

令和 2 年 3 月 16 日

15:00~16:00

①開 会

<菅間教育長>

ただいまから、第 1080 回教育委員会を開会いたします。

②会議録署名委員の指名

<菅間教育長>

会議録署名委員に、武田委員と片桐委員を指名いたします。

③会期の決定

<菅間教育長>

会期は、本日 1 日としていかがですか。

《各 委 員》

異議なし。

<菅間教育長>

御異議なしと認め、会期は本日 1 日に決定いたします。

④報 告

<菅間教育長>

議事に先立ち、報告があります。

(1) 「令和 2 年度山形県公立高等学校入学者選抜の概要について」、
高校教育課長から報告してください。

<高校教育課長>

それでは、報告資料の 1-1 を御覧ください。

まず、「1 日程」につきましては、記載の予定どおり進んでおりまして、明日 17 日の合格発表を残すのみとなっております。

続きまして、「2 実施学校数及び学科数」を御覧ください。初めに、推薦選抜の実施状況を御説明いたします。本年度の実施校は昨年度より、1 校 1 学科減の 25 校 64 学科となっております。また、定時制で推薦選抜を実施できる高校は工業科を置く米沢工業高校と鶴岡工業高校の 2 校ですが、いずれも実施をいたしませんでした。次に、一般選抜を実施した学校数及び学科数は、昨年度から 1 学科減の全日制 42 校 98 学科であり、定時制 5 校 5 学科の計 43 校 103 学科で行っております。

次に、「3 推薦志願、推薦合格内定、一般志願状況」を御覧ください。入学定員は全日制 7,000 名であり、前年度より 120 名の減となっております。これは全日制の左沢高校総合学科、荒砥高校総合学科の学級減及び鶴岡南高校山添校普通科の募集停止に伴うものであります。全日制の推薦選抜の募集人員は前年度より 12 名減の 818 名となっております。入学定員に対する募集人員の割合は 11.7%で昨年度と同じでした。全日制の推薦選抜の志願者数は前年度より 63 名減の 986 名であり、志願倍率は前年度と比べて 0.05 ポイント減の 1.21 倍となりました。推薦選抜の結果、内定者数は 731 名であり、昨年度と比較いたしますと 61 名の減となっております。

また、連携型選抜において、29 名の受験者が内定しております。なお、併設型中学校の東桜学館中学校から併設型高等学校の東桜学館高校

への入学予定者数は97名であり、昨年度と同数であります。

次に、同じ表の一般選抜のところですが、定員が全日制6,143名、定時制が280名であり、合計しますと6,423名となります。また、一般選抜志願者は全日制が5,710名、定時制が127名であり、全部合わせて5,837名で昨年度よりも136名の減となります。その結果、一般選抜の志願倍率について全日制は0.93%となり、0.01ポイントの減です。また、定時制は0.45倍で、0.01ポイントの増となっております。

次に、今年度の一般選抜の志願状況の傾向です。一つ目ですが、昨年度に引き続き、3年目を迎える探求科及び普通科探求コースが志願者を多く集めております。二つ目として、高倍率の学科ですが、今年度は専門学科に多く見られるという傾向がありました。三つ目として、加茂水産高校及び遊佐高校は、3年前から県外の志願者受け入れを行っておりますが、今年度は加茂水産高校に1名、遊佐高校に初めて5名の生徒が志願しております。

続きまして、今回の学力検査における出題のねらいについては、次のとじ込みにございます。特に、2ページで今年度の出題傾向を示しておりますので、御覧ください。

次に資料はございませんが、今年度の新型コロナウイルス感染症への対応について、様々な取組みをさせていただいておりますので、それについて御説明させていただきます。

他県の状況も踏まえながら、教育庁内で検討した結果、まず一つ目ですが、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、今年度面接を行わないことといたしました。このことについては、令和2年度山形県県立高等学校入学者選抜基本方針の変更となりますので、後で専決処理による承認をお願いすることとしております。

二つ目の新型コロナウイルス関連の報告としましては、罹患した志願者又はその疑いのある志願者が学力検査を受検できなかった場合には、受検機会の確保という観点から、特例措置による選抜として中学校から送付された調査書等を使用して選抜することとしておりました。ただし今回、志願者にはこの特例措置の対象となる者はありませんでした。

三つ目は、中学生、保護者及び中学校に対しまして、感染予防に努めること、正確な情報を収集・把握をし、冷静に行動すること等をお願いして参りました。入学者選抜の変更については、随時中学校を通じて中学生に連絡するとともに、県のホームページでもお知らせしているところでございます。

四つ目は県立高等学校での学力検査の実施に当たりましては、教室のこまめな換気、アルコール消毒液等の設置、中学生の咳エチケットの徹底を呼びかけております。

明日予定されております合格発表につきましても、例年、大型の掲示板で学校において一括して発表しておりますが、中学生の密集を避けるために、今年度はこのような発表の方式ではなくて、合格者の受験番号を印刷した上で、校内の複数の場所で来校した受験生に配布し、受け取った後は速やかに帰宅してもらおうという形で密集を避けるような取り

組みをすることとしております。各高等学校では、10日の学力検査を受け、現在は採点業務を進めており、明日の合格発表の準備を行っております。

合格発表は明日17日で、新庄北最上校及び新庄南金山校が午前10時発表となり、その他は15時から16時までに行うこととなっております。以上でございます。

<菅間教育長>

ただいまの報告について御質問等ございますでしょうか。

<菅間教育長>

なければ、次に、(2)「令和3年度、令和4年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜における外国語(英語)の取扱いについて」、高校教育課長から報告してください。

<高校教育課長>

「令和3年度、4年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜における外国語(英語)の取扱いについて」、御説明いたします。

報告2-1ページを御覧ください。令和2年度から小学校の学習指導要領の実施に伴いまして、外国語が新設されます。令和2年度は、全学年一斉に新しい学習指導要領が変わりますので、令和2年度は6年生のみ、令和3年度からは5年生と6年生で外国語の授業が始まることになります。これによりまして、県立東桜学館中学校の入学者選抜における外国語(英語)の取扱いについて、次のとおりとさせていただきます。

まず、「1 山形県立東桜学館中学校入学者選抜における調査書の変更について」を御覧ください。令和3年度の調査書には、6年生、つまり現小学校5年生の「各教科の学習の記録部分」に外国語を加えます。そして、令和4年度の調査書には、第5学年及び第6学年、つまり現小学校4年生及び5年生の各教科の記録に外国語を追記して、その評定を合計し、総計に加えることといたします。

もう少し詳細な説明をいたします。「2 山形県立東桜学館中学校入学者選抜実施要項における評定合計の変更について」でございます。報告2-2を御覧ください。上の方に、「1 各教科の学習の記録」という欄があります。そこに5年生と6年生の評定が記入される枠があります。こちらですが、現行は5年生及び6年生の評定合計は8教科×3点で、最高はそれぞれ24点となっております。これを令和3年度は、第6学年を9教科×3点、最高27点に変更します。調査書の様式を見ながら申し上げると、報告2-3ページを御覧ください。6年生のところだけ外国語が入り、9教科×3点で最高27点になります。令和4年度につきましては、報告2-4を御覧いただきたいと思いますが、第5学年及び第6学年のところは全て9教科となり、それぞれ3点で合計の最高が27点と変更になります。

報告2-1の「3 適正検査の方針について」を御覧ください。適性検査につきましては、小学校の教育課程に基づく学習によって身に着けた総合的な力を見ることとしているため、山形県立東桜学館中学校入学者選抜においては、第5学年及び第6学年で英語を履修する現在の第4学

年を対象とする令和4年度入学者選抜から、外国語も含むことといたします。以上でございます。

<菅間教育長>

ただいまの報告について御質問等ございますでしょうか。

<菅間教育長>

なければ、次に、(3)「第75回国民体育大会冬季大会山形県選手団の成績について」、スポーツ保健課競技力向上・アスリート育成推進室長から報告してください。

<競技力向上・アスリート育成推進室長>

「第75回国民体育大会冬季大会山形県選手団結果について」、御報告いたします。

報告3-1のところにありますとおりスケート競技会は、1月29日に青森県八戸市で、スキー競技大会が2月16日に富山県富山市及び南砺市で開催されました。

「2.成績」になりますが、天皇杯順位は今年度4位となり、昨年よりも一つ順位を上げております。また、皇后杯につきましては、昨年度の5位より二つ順位を上げ3位ということになっております。なお、ここに記載はしておりませんが、スピードスケートのみでは天皇杯は3位、皇后杯は2位という大変好成績でした。(2)では、全体の順位を示しておりますが、昨年よりも25点の増加ということになりました。スケート及びスキー競技両方とも昨年よりも10数点増加し、冬季大会の素晴らしい成績に繋がりました。

なお、入賞一覧は「3.入賞一覧および競技獲得得点」に記載したとおりでございますが、特に1位になったスピードスケート女子2,000mリレーでは、小坂凜選手の最後の追い上げで見事に受賞となり、少年男子の1,500mリレーの櫻井俊太郎君は大会新記録での優勝となりました。このスピードスケートにつきましては、この小坂さん及び2位の上から3番目にあります森野君の2人が国際大会にも出場する等、世界を目指して戦っている状況です。なお、スキーにつきましては、九里学園のクロスカントリーにおいて、菊地君が見事に2位という結果を残しております。

また、新庄神室産業高校真室川校教員の青木選手が今回も大会に出場し、こちらで計算した結果ではありますが、個人だけで得点を取ったのが184点でございます。これにリレーの点数等を入れると200点を超すのではないかという活躍でございました。なお、スピードスケートでは山形中央高校を卒業し、大学生になった選手達が山形県ふるさと選手として、数多く出場していただいております。その結果、青年での競技力もアップし、総合力が増したと見ております。

この活躍を次年度に鹿児島で開催されます第75回国民体育大会につなげ、東京2020オリンピックと国民体育大会での成績向上につなげていきたいと考えております。報告は以上でございます。

<菅間教育長>

ただいまの報告について御質問等ございますでしょうか。

<菅間教育長>

なければ、これより議事に入ります。

⑤議 事

<菅間教育長>

議第1号「新型コロナウイルス感染症対策のための学校臨時休業の対応に係る臨時専決処理の承認について」、高校教育課長から説明してください。

<高校教育課長>

それでは、議1-1ページを御覧ください。

この度の学校の臨時休業の対応につきましては、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則第5条第1項の規定により、専決処理したことについて承認を求めるものであります。

専決処理した内容につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年3月2日から春休みまで県立学校を臨時休業としたものであります。

専決処理した理由につきましては、令和2年2月28日に文部科学省から通知された「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」を受けまして、その対応に緊急を要したためであります。

議1-2を御覧ください。令和2年2月28日に県教育委員会から県立学校に対して、指示した内容について御説明いたします。「1 臨時休業について」を御覧ください。(1)にありますように令和2年3月2日から春休みまでを臨時休業とし、卒業生以外の生徒については、3月第1週に1日だけの登校日を設定して、休業中の注意事項等の伝達及び教材等を持ち帰らせるといった対応することといたしました。(2)は、休業中は生徒を登校させず、講習や部活動なども行わないこととし、家庭においては外出を極力控えるよう指導することとしました。そして(3)としましては、このように常に変化する状況ですので、連絡体制を確認するというものであります。

「2 卒業式について」は、時間の設定の見直し、参加者を必要最小限とするといった通知をしたものであります。なお、この対応は3月19日の春休み前ということで、3月19日を目標としたものでありましたが、その後にあった3月9日の国の専門家会議、10日の文部科学大臣発言を踏まえまして、さらに当面の間について検討する必要があるということで、参考という資料を御覧いただきたいのですが、この対応を継続するといったことを県立高等学校、県立中学校及び特別支援学校に通知いたしております。

以上、御承認くださいますようお願いいたします。

<菅間教育長>

ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<菅間教育長>

今、高校教育課長からもありましたが、3月19日までというものを延長する形となっておりますが、3月第4週には県としても何らかの方

針を示していく必要があると思います。

<菅間教育長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<菅間教育長> 御異議なしと認め、議第1号は原案のとおり可決いたします。

<菅間教育長> 次に、議第2号「令和2年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針の変更に係る臨時専決処理の承認について」、高校教育課長から説明してください。

<高校教育課長> 先ほど報告1の中で、今年度面接を実施しなかったという御報告をさせていただきますましたが、これに関するものであります。

「令和2年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針の変更について」、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則第5条第1項の規定によりまして、別紙のとおり専決したことについて承認をお願いいたします。

提案理由としましては、文部科学省へ令和2年2月19日に「高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応について（第2報）（事務連絡）」及び令和2年2月28日に「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉休業について（通知）」を受けまして、県教育委員会では新型コロナウイルス感染症への感染防止の観点から、令和2年2月28日に、県立高等学校入学者選抜における面接を実施しないことといたしました。

このため、平成30年10月の定例教育委員会において議決いただきました「令和2年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針」の面接に関わる内容につきまして、議2-2ページの対照表がございますが、3（1）ウにあります面接の情報を削除することによる基本方針の変更について、臨時専決処分の承認をお願いいたします。なお、変更後の基本方針を議2-3に添付してございますので、こちらも御覧いただければと思います。よろしくをお願いいたします。

<菅間教育長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<菅間教育長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<菅間教育長> 御異議なしと認め、議第2号は原案のとおり可決いたします。

<菅間教育長> 次に、議第3号「東南置賜地区の県立高校再編整備計画について」、

高校教育課 高校改革推進室長から説明してください。

<高校改革推進室長>

議第3号「東南置賜地区の県立高校再整備計画について」御説明いたします。

議3-2にあります別添1の概要版を御覧ください。この内容につきましては、先月2月12日の定例教育委員会で御報告申し上げまして、その後に対象の学校、地元自治体、同窓会関係者に説明申し上げ、3月10日の県議会文教公安常任委員会にて公表いたしました。これらの中で、計画への反対ですとか変更を求める意見はなかったこともありまして、先月お示ししたものからの修正、変更はございません。

このため、簡潔に御説明申し上げます。中ほどの令和8年度までの再編整備でございますが、現在の東南置賜地区には7校28学科の学校配置であります。矢印の下にあるとおり、令和8年度までに米沢市内4校を3校に再編し、東南置賜地区では6校25学級といたします。

まず、令和7年度に米沢工業高校と米沢商業高校を統合し、工業科5学級、商業科2学級といたします。場所は現在の米沢工業高校敷地校舎を活用いたします。また、現在、米沢工業高校に設置されております夜間定時制につきましては、令和5年度に工業科から総合学科に学科改編するとともに、令和8年度に昼間定時制に移行しまして、場所は現在の米沢商業高校の敷地校舎を活用いたします。なお、地区全体の少子化に対応いたしました学級減につきましては、令和4年度に米沢商業高校、令和5年度に高畠高校、令和6年度に置賜農業高校といたします。

次に、資料の下になりますけれども、令和8年度以降の再編整備といたしまして、さらなる少子化の進行に対応するため、広域にわたる再編が必要となります。このため、令和17年度を目途とする米沢市外の3高校も含めたあり方につきましては、令和7年度から令和8年度にかけて検討することといたします。

続きまして、議3-3を御覧ください。「米沢産業高校（仮称）の特色」を御覧いただきたいと思っております。中段以降の「県全体で検討すべき課題」といたしまして、併設型中高一貫教育校の設置と小規模校の教育環境改善について挙げてございます。

最後に、令和8年度までのスケジュールでございますけれども、この計画を策定いただいた後、令和2年度に教育基本計画を策定し、令和3年度以降に開校整備委員会及び開校準備委員会を順次、設置いたしまして、令和7年度の開校に向けた開校準備を進めて参ります。なお、別添2は現状と課題を盛り込んだ詳細版となります。

説明は以上でございます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

<菅間教育長>

ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<菅間教育長>

なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

- <各 委 員> 異議なし。
- <菅間教育長> 御異議なしと認め、議第3号は原案のとおり可決いたします。
- <菅間教育長> 次に、議第4号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定に基づく意見に係る臨時専決処理の承認について」、総務課長より説明願います。
- <総務課長> 議4-1を御覧願います。
 第4号につきましては、県議会2月定例会において提案されました山形県教育委員会の職務権限の特例に関する条例の制定について、地教法第23条第2項に基づき2月18日付で山形県議会議長から意見を求められましたが、その期限が2月19日までであり、緊急に処理する必要があったため、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則第5条第1項の規定により、議4-2のとおり専決処分したことについて承認を求めるものでございます。
 条例の内容につきましては、議4-25に記載をしておりますが、2月12日の定例教育委員会におきまして御説明をさせていただきましたとおり、文化財の保護及び博物館の設置、管理及び廃止に関する事務について知事部局において所管するため、条例を制定するものであります。
 議題4の説明につきましては以上でございます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。
- <菅間教育長> 御意見、御質問等ございますでしょうか。
- <菅間教育長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。
- <各 委 員> 異議なし。
- <菅間教育長> 御異議なしと認め、議第4号は原案のとおり可決いたします。
- <菅間教育長> 次の議第5号及び議第6号は人事に関する案件であるため、これより秘密会としていかがですか。
- <各 委 員> 異議なし。
- <菅間教育長> 御異議なしと認め、これより秘密会といたします。
- ◀ 議第5号及び議第6号は秘密会にて審議 ▶
- ⑥閉 会
- <菅間教育長> これで、第1080回教育委員会を閉会いたします。